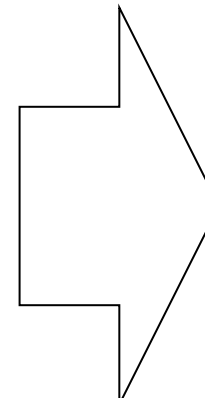


利用承諾基準の変更について

【令和2年度まで】

1 保育所等の利用承諾基準 基本指数表

| 種別 | 内 容 | 基本指数 |
|------|---|-------|
| 就労 | 会社勤務又は自営業の場合 | 25～50 |
| | 親族が営む職場で勤務する場合 | 30 |
| | 内職を営む場合 | 20 |
| | 就労予定である場合（求職者） | 10 |
| 産前産後 | 出産予定日前6週間又は産後8週間を経過する日が属する月の末日までにある場合 | 50 |
| | 1歳未満の児童に係る育児休業中で、当該育児休業前に保育所等を利用していた3歳以上の小学校就学前子どもに係る申込みの場合 | 50 |
| 疾病 | 入院中の場合 | 50 |
| | 居宅内療養中の場合 | 40～50 |
| 障害 | 障害により、保育にあたれない場合 | 50 |
| 介護 | 介護により、保育にあたれない場合 | 50 |
| 災害 | 災害等による家屋損傷及び災害復旧の場合 | 50 |
| 就学 | 就学又は技能習得等で保育にあたれない場合 | 40 |



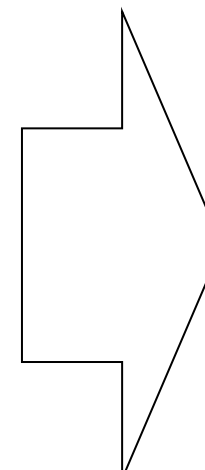
【令和3年度から】

1 保育所等の利用承諾基準 基本指数表

| 種別 | 内 容 | 基本指数 |
|-------|---|-------|
| 就労 | 会社勤務又は自営業の場合 | 25～50 |
| 産前産後 | 出産予定日前6週間又は産後8週間を経過する日が属する月の末日までにある場合 | 50 |
| | 1歳未満の児童に係る育児休業中で、当該育児休業前に保育所等を利用していた3歳以上の小学校就学前子どもに係る申込みの場合 | 50 |
| 疾病 | 入院が必要となる疾病治療中の場合 | 40～50 |
| | 居宅内療養中の場合 | 30～50 |
| 障害 | 障害により、保育にあたれない場合 | 30～50 |
| 介護・看護 | 介護・看護により、保育にあたれない場合 | 25～50 |
| 災害 | 災害等による家屋損傷及び災害復旧の場合 | 50 |
| 就学 | 就職に必要な就学又は技能習得等で保育にあたれない場合 | 20～40 |
| 求職 | 就労予定である場合（求職者） | 10 |
| その他 | 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合 | 200 |
| | 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合 | 200 |
| | 福祉事務所長が保護者の事情を勘案して保育が必要と認める場合 | 200 |

2 保育所等の利用承諾基準 調整指数表

| 種別 | 内 容 | 調整指数 |
|------|---|------|
| 家庭状況 | 生活保護世帯 | 20 |
| | ひとり親世帯 | 50 |
| | 育児休業等の取得により一時退所後、復職する場合 | 20 |
| 在所 | 申込に係る小学校就学前子どもの兄弟姉妹が入所中 | 30 |
| | 前年度から継続入所し、かつ、利用者負担金の滞納がない又は計画納付中であるものが4月入所を希望した場合 | 30 |
| 多子 | 入所を希望する小学校就学前子どもが第3子以降である場合 | 10 |
| 同居 | 祖父母と同居していない場合 | 10 |
| 待機 | 最初に入所を希望した月から継続して入所申込み中で、かつ、1年以上待機の小学校就学前子どもである場合 | 10 |
| その他 | 保護者が保育士資格を有しており、保育士として市内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に勤務している又は勤務する予定がある場合 | 30 |



2 保育所等の利用承諾基準 調整指数表

| 種別 | 内 容 | 調整指数 |
|------|---|------|
| 家庭状況 | 生活保護世帯 | 20 |
| | ひとり親世帯 | 70 |
| | 生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 20 |
| | 育児休業等の取得による一時退所後、復職にあたり同じ施設に入所を希望する場合 希望する施設に入所できない場合で、育児休業の延長も許容できる場合 | -100 |
| 在所 | 申込に係る小学校就学前子どもの兄弟姉妹が入所中 | 30 |
| | 市内にある小規模保育事業所を卒園又は育児休業等の取得により一時退所後、復職にあたり連携施設以外に入所を希望する場合 | 20 |
| 多子 | 入所を希望する小学校就学前子どもが第3子以降である場合 | 10 |
| | 多胎児である場合 | 10 |
| 同居 | 祖父母と同居していない場合 | 10 |
| 待機 | 最初に入所を希望した月から継続して入所申込み中で、かつ、1年以上待機の小学校就学前子どもである場合 | 10 |
| その他 | 保護者が保育士資格を有しており、保育士として市内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に勤務している又は勤務する予定がある場合 | 30 |

3 保育所等の利用承諾基準 同点調整

基本指数と調整指数の合計が同点であった場合は、次の順に優先的に調整する。

| 優先順位 | 内 容 |
|------|--|
| 1 | 調整指数が高い世帯 |
| 2 | 基本指数の種別が次の順に高い世帯 1災害、2その他、3疾病、4障害、5就労、6出産、7就学、8介護・看護、9求職 |
| 3 | 階層が低い世帯（同一階層の場合は、市民税所得割課税額がより低い世帯。必要な税資料がない場合は、最高階層として調整する。） |